

銀座通り法律事務所報酬規定

2004 年 4 月 1 日施行

第 1 弁護士報酬の種類

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定，電話による鑑定，電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律相談上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上，委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて，その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上，委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて，その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士が，委任事務処理のために事務所所在地を離れ，移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

第 2 弁護士費用の額（消費税別途）

	事件等 (手数料の項目)	報酬の種類	弁護士（手数料）報酬の額	備考
法律相談等	1 法律相談	初回市民法律相談料	30 分ごとに 5000 円	初回市民法律相談とは，事件単位で個人が受ける初めての法律相談であって，事業に関する相談を除くもの。一般法律相談とは初回市民法律相談以外の法律相談。
		一般法律相談料	30 分ごとに 5000 円以上 2 万 5000 円以下	
	2 書面による鑑定	鑑定料	20 万円以上 30 万円以下	
			複雑又は特殊な事情があるときは，協議の上定める。	
民事事件	1 訴訟事件，非訟事件，家事審判等事件，行政事件及び仲裁事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 8% 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 5%+9 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 3%+69 万円 3 億円を超える場合 2%+369 万円 ※ 事件の内容により，30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は 10 万円	着手金は事件等の対象の経済的利益の額を，報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。 経済的利益の算定基準 イ 金銭債権 債権総額（利息及び遅延損害金を含む） ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額 ハ 継続的給付債権 債権総額の 10 分の 7 の額。ただし，期間不定のものは，7 年分の額 ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の 7 年分の額 ホ 所有権 対象たる物の時価相当額 ヘ 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権 対象たる物の時価の 2 分の 1 の額。ただし，権利の時価がその時価たる物の 2 分の 1 を超えるときは，権利の時価相当額 ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の 3 分の 1 を加算した額 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件ヘにその敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額 チ 地役権 承役地の時価の 2 分の 1 の額 リ 担保権 被担保債権額。ただし，担保
		報酬金	事件の経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 16% 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 10%+18 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 6%+138 万円 3 億円を超える場合 4%+ 738 万円 ※ 事件の内容により，30%の範囲内で増減額することができる。	
	2 調停及び示談交渉事件	着手金 報酬金	1 に準ずる。ただし，それぞれの額を 3 分の 2 に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停，示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，1 又は 5 の額の 2 分の 1	

		※ 着手金の最低額は、原則として 10 万円	物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額 又 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びびりに準じた額 ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の時価が債権額に達しないときは、法律行為の目的の時価額 オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 ウ 遺産分割請求事件対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額 カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額 ヨ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）算定不能な場合の算定基準 800 万円とする。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。
3 契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 4% 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 2% + 6 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 1% + 36 万円 3 億円を超える場合 0.6% + 156 万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 2% 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 1% + 3 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 0.5% + 18 万円 3 億円を超える場合 0.3% + 78 万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は原則として 10 万円	
4 督促手続事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 2% 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 1% + 3 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 0.5% + 18 万円 3 億円を超える場合 0.3% + 78 万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 訴訟に移行したときの着手金は、1 又は 5 の額と上記の額の差額とする。 ※ 着手金の最低額は原則として 10 万円	
	報酬金	1 の額の 2 分の 1 ※ 報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。	
5 離婚事件	着手金	30 万円以上 50 万円以下	
	報酬金	30 万円以上 50 万円以下	
	着手金	40 万円以上 60 万円以下 ※ 調停・交渉から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の 2 分の 1	
6 境界に関する事件	着手金	40 万円以上 60 万円以下	
	報酬金	40 万円以上 60 万円以下 ※1 の額が以上記の額より上回るときは、1 による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さや事件処理に要する手数の繁簡等を考慮して増減することができる。	
7 借地非訟事件	着手金	借地権の額が 5000 万円以下の場合 30 万円以上 50 万円以下	
		借地権の額が 5000 万円を超える場合 上記	

		の「標準となる額」に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額		
	報酬金	申立人の場合	申立の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
			相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
		相手方の場合	申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
			賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。
			財産上の給付の認容	財産上の給付額を経済的利益の額として、1による。
8 保全命令申立事件等	着手金	1の着手金の額の2分の1。審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。		※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき1の報酬金の額の4分の1。審尋又は口頭弁論を経たとき1の報酬金の額の3分の1。本案の目的を達したとき1の報酬金に準じて受けることができる。		
9 民事執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1。		※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、1の3分1を限度とする。
	報酬金	1の着手金の額の4分の1。		
	着手金	1の着手金の額の2分の1。		
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき1の報酬金の額の4分の1。		
10 破産・和議・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件	着手金	資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の自己破産 50万円以上 (2) 非事業者の自己破産 20万円以上 (3) 自己破産以外の破産 50万円以上 (4) 事業者の民事再生 100万円以上 (5) 非事業者の民事再生 30万円以上 (6) 会社整理 100万円以上 (7) 特別清算 100万円以上 (8) 会社更生 200万円以上		※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。
	報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する）。ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。		
11 任意整理事件（9の各事件に該当しない債務整理事件）	着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の任意整理 50万円以上 (2) 非事業者の任意整理 20万円以上		
	報酬金	イ 事件が清算により終了したとき (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集		

		<p>めた配当源資額（債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額。以下同じ）につき</p> <p>500万円以下の場合 15% 500万円を超え1000万円以下の場合 10%+25万円 1000万円を超え5000万円以下の場合 8%+45万円 5000万円を超え1億円以下の場合 6%+145万円 1億円を超える場合 5%+245万円</p> <p>(2)依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき</p> <p>5000万円以下の場合 3% 5000万円を超え1億円以下の場合 2%+50万円 1億円を超える場合 1%+150万円</p> <p>ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、10の報酬に準ずる。</p> <p>ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イロに定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。</p>				
	12 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	着手金	1の着手金の額の3分の2の額		※ 審尋又は口頭審理等を経たときは、1に準ずる。 ※ 着手金の最低額は10万円	
		報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額			
刑事事件	1 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件	着手金	30万円以上50万円以下			※ 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。 ※ 同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。 ※ 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減される場合は着手金及び報酬金を減額することができる。 ※ 検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、費やした時間執務量を考慮したうえで、1による。
		報酬金	起訴前	不起訴	30万円以上50万円以下	
				求略式命令	上記の額を超えない額	
			起訴後	刑の執行猶予	50万円以上	
求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額					
2 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件		着手金	50万円以上			
		報酬金	起訴前	不起訴	50万円以上	
				求略式命令	50万円以上	
				無罪	60万円以上	

			起訴後	刑の執行猶予	50万円以上	
				求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額	
				検察官上訴が棄却された場合	50万円以上	
	3 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着手金 報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる。			
	4 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着手金	1件につき 30万円以上			
		報酬金	1件につき 30万円以上			告訴が受理されたときは、報酬金が発生します。
少年事件	1 家庭裁判所送致前及び送致後 2 抗告・再抗告及び保護処分 の取消	着手金	30万円以上 50万円以下			<p>※ 家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額することができる。</p> <p>※ 同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。</p> <p>※ 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。</p> <p>※ 逆送致事件は、刑事事件の1及び2による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。</p>
		報酬金	非行事実なしに基づく 審判不開始又は不処分	30万円以上		
			その他	30万円以上 50万円以下		
裁判上の手数料	1 証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる)	基本	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額			
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額			
	2 即決和解(本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない)	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え 3000万円以下の場合 1%+7万円 3000万円を超え 3億円以下の場合 0.5%+22万円 3億円を超える場合 0.3%+82万円			
3 公示催告	2の示談交渉を要しない場合と同額					
4 倒産整理事	基本	5万円以上 10万円以下				

	件の債権届出	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
	5 簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）	10万円以上 20万円以下			
裁 判 外	1 法律関係調査（事実関係調査を含む）	基本	5万円以上 20万円以下		
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
の 手 数 料	2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定 型	経済的利益の額が 1,000万円未満のもの	10万円	
			経済的利益の額が 1,000万円以上 1億円未満のもの	20万円	
			経済的利益の額が 1億円以上のもの	30万円以上	
	非 定 型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え 3000万円以下の場合 1% + 7万円 3000万円を超え 3億円以下の場合 0.3% + 28万円 3億円を超える場合 0.1% + 88万円		
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
		公正証書にする場合	上記の手数料に 3万円を加算する。		
	3 内容証明郵便作成	基本	3万円以上 5万円以下		
特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額			
4 遺言書作成	定 型	10万円以上 20万円以下			
	非 定 型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 20万円		

		<p>300万円を超え3000万円以下の場合 1%+17万円</p> <p>3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+38万円</p> <p>3億円を超える場合 0.1%+98万円</p>	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
5 遺言執行	基本	<p>経済的な利益の額が</p> <p>300万円以下の場合 30万円</p> <p>300万円を超え3000万円以下の場合 2%+24万円</p> <p>3000万円を超え3億円以下の場合 1%+54万円</p> <p>3億円を超える場合 0.5%+204万円</p>	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	特に複雑又は特殊な事情がある場合	
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。	
6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	<p>資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が</p> <p>1000万円以下の場合 4%</p> <p>1000万円を超え2000万円以下の場合 3%+10万円</p> <p>2000万円を超え1億円以下の場合 2%+30万円</p> <p>1億円を超え2億円以下の場合 1%+130万円</p> <p>2億円を超え20億円以下の場合 0.5%+230万円</p> <p>20億円を超える場合 0.3%+630万円</p>	
7 会社設立等以外の登記等	申請手続	<p>1件 5万円</p> <p>※ 事案によっては増減額できる。</p>	
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1000円	
8 株主総会等指導	基本	30万円以上	
	総会準備も指導する場合	50万円以上	

9 現物出資等 証明（商法第 173条第3項等 及び有限会社 法第12条の3 第3項等に基 づく証明）	1件 30万円 ※ 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易，繁簡等を考慮して増減額できる。	
-----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	--

報酬の種類	区分	弁護士報酬の額	備考
顧問料	事業者の顧問料	月額 5 万円以上	
	非事業者の顧問料	年額 6 万円（月額 5000 円）以上	
日当	半日	1 万円以上 3 万円以下	半日（往復 2 時間を超え 4 時間まで） 1 日（往復 4 時間を超える場合）
	一日	3 万円以上 7 万円以下	